四條畷市農業委員会議事録

開催 令和6年3月6日

四條畷市農業委員会議事録

令和6年3月6日(水)午後1時30分 四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

1 本日の出席委員

会 長 中西 久雄

委員 丸石正、南野靖博、西川一也、北田澄子

岡嶋 祐之、久門 廣美、林 秀一村上 治

小林 克重、西尾 秀文、片下 周司、田中 邦明

2 本日の欠席委員

土井 一憲

3 本日の事務局職員

事務局長西野 英晃事務局主任森 大和事務局書記久保 光希事務局書記衣笠 航平

4 本日の議案

日程第1 [議案第27号] 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の

証明書交付報告の件

日程第2「議案第28号」 相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付を行っている旨の

証明書交付報告の件

日程第3「議案第29号」 四條畷市農業員会規則(昭和53年12月15日農業委員会規則

第1号)の改正の件

日程第4「議案第30号」 土地改良法第3条第1項第2号の規定に基づく申出承認の件

5 本日の資料 現地写真

議長 午後1時30分開会を宣言。

ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。

本日の議事録署名者には、岡嶋 祐之委員と久門 廣美委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。 それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思いますので、 円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしく お願いします。

(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

日程第1 議案第27号

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付 報告の件

議長 議案第27号につきまして、事務局より議案を朗読します。

事務局長 議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局書記
それでは、ご説明いたします。

この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年 に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受け

るために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。 番号1の場所については、位置図No1、2をご覧ください。

大字下田原1181-1ほか18筆はJA大阪東部田原支店付近でございます。 現況は、スクリーンのとおりで、耕作されていることが確認できたため、証

明書を交付いたしました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質

問はありませんか。

全委員なし。

議長ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第2 議案第28号

相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付を行っている旨の証明書交付 報告の件

議長 議案第28号につきまして、事務局より議案を朗読します。

事務局長 議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局書記
それでは、ご説明いたします。

この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が認 定農業者に対して貸し付けた場合でも引き続き相続税の納税猶予を受 けるために特定貸付を継続しているかを確認し、証明するものです。

番号1の場所については、位置図No3をご覧ください。

大字下田原1258-1ほか11筆はJA大阪東部田原支店の北側付近でございます。

貸付期間は令和5年11月1日から令和22年10月31日の17年間となっており、現時点においても貸付は継続しているため証明書を交付いたしました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質

間はありませんか。

全委員なし。

議長ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第3 議案第29号

四條畷市農業員会規則(昭和53年12月15日農業委員会規則第1号)の改 正の件

議長 議案第29号につきまして、事務局より議案を朗読します。

事務局長 議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局書記
それでは、ご説明いたします。

令和6年4月1日から四條畷市事務分掌条例施行規則の一部改正が施行されることに伴い、改正内容のうち第6条第3項に規定する「専門官」の職が削除されることについて農業委員会規則においてもこの改正に倣い規則第23条第2項及び第24条第4項に規定する「専門官」の職を削除するものでございます。

専門官とは平成23年4月1日に管理監督職員として追加され、定年退職する職員を再任用する場合にその職員が持つ知識や経験が市の懸案事項に対する解決策や次世代職員への技術継承に必要と認める場合に任用するものでございます。

今回、職員の役職定年の導入に伴い60歳に達した管理監督職員は翌年度から非管理監督職に降任等を行うこととされていることからこの専門官の職と役職定年制度が実態と合わなくなるため削除するものです。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質

問はありませんか。

全委員なし。

議長ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第4 議案第30号

土地改良法第3条第1項第2号の規定に基づく申出承認の件

議長 議案第30号につきまして、事務局より議案を朗読します。

事務局長 議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局書記それでは、ご説明いたします。

土地改良法とは農業生産の基盤の整備及び開発を図り農業の生産性向上などに資することを目的としているものでございます。

土地改良法第3条に規定する土地改良事業に参加する資格を有する者については耕作者主義といい、農地の所有権に基づく耕作者もしくは賃貸借権など所有権以外の権利に基づく耕作者などが対象となります。下田原土地改良区では所有者のうち、11月1日から下田原ファーム合同会社へ耕作農地すべてを貸借した者については、参加資格を喪失しておりましたが、今回所有者が引き続き土地改良事業に参加するための届出が提出され、所有者を参加させることが土地改良法の目的に照らして妥当と認められたので承認いたしました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質

問はありませんか。

全委員なし。

議長ないようですので、この件については委員会報告と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会はこれをもちまして閉会とします。

午後2時30分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長)会 長

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 書 記